「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」(告示)に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件を定める件」(環境省告示)(案)に関する意見の募集(パブリックコメント)について」を、2015年4月16日(木)から5月10日(日)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は10であり、のべ意見数は26件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	8
郵送	0
FAX	2
合計	10

2. 項目別の意見件数

	件数
1 射撃の技能	13
2 捕獲の実績	2
3 人格識見	7
4 全体・その他	4
合計	26

意見No.	項目別	該当 意見	意見の概要	回答
1	1	射撃 の技 能	海外の先行事例を参考にするのであれば、 「中心から5cm」ではなく、「中心から 2.5cm」にすべき。(米国イリノイ州の事例)	・ご意見を踏まえ、海外の先行事例等も参考に、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。」と修文します。
2	1	白土 市公	ライフル銃のみの使用に限定するとともに、射撃の命中範囲を「50mの静的射撃で5発を発射し、標的の中心から2.5cmの範囲に全弾命中させること」とすべき。(アメリカ、イギリスの例を参照)	・ご意見を踏まえ、海外の先行事例等も参考に、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。」と修文します。 ・夜間銃猟の安全確保において、射手が確実に想定した方向に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類の限定はしないこととしています。
3	1	白十重公	銃種は問わず、半径5cmから直径5cmに変更 し、5発を25秒以内に発射(1発5秒以内) し、委託は肘・腕の委託と、例外的に銃に取 り付けして持ち運び可能な補助具のみとし、 射場の備品や個人のベンチレスト台や射撃 コート・射撃グローブ・スリング等の射撃競 技の補助具は一切禁止する。室内灯を消した 薄暗い射撃場で行い、安全確認を確認する。	・国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類の限定はしないこととします。 ・ご意見を踏まえ、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心からニ・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。」と修文します。 ・発射までの時間については、適切な制限時間内に5回以上の射撃を行うよう、都道府県への通知や夜間銃猟講習会テキスト等により周知します。 ・依託については、簡易な依託射撃のみを可能とし、具体的には、実際の捕獲等の現場において実施し得る依託射撃とし、銃身を架台、土のう又は銃身に取り付けて持ち運べる簡易な補助具(いわゆるモノポット、バイポット等)等については認めるものとし、銃を完全に固定する方法(いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法)での依託射撃は認めないものとします。 ・夜間銃猟においては、昼間と同等の視認性を確保することとしていることから、射撃技能の要件については、明るさの要素を含めない要件としている。
4	1	射撃 の技 能	夜間銃猟を行う者には高い技能を要求すべきであり、わずか50mの距離で「中心から5cmの範囲」ではあまりにも低レベルすぎる。半分の「標的の中心から2.5cmの範囲」とするのが妥当。	・ご意見を踏まえ、夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から 銃弾を外さない技能を有することが必要として、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中 心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、 射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含 む。)は問わない。」と修文します。

5	1	射撃 の技 能		・ご意見の趣旨を踏まえ、「射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。」と修文します。 ・依託については、実際の捕獲等の現場において実施する状況に近い条件で行うこととして、簡易な依託射撃のみを可能とし、銃を完全に固定する方法(いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法)での依託射撃は認めないものとします。
6	1		「ライフル銃以外の猟銃」の定義が不明であるため、「標的の中心から 10 cmの範囲」が妥当かどうかを判断できない。銃の区分を明確にすべきである。	・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃の種類の限定はしないこととします。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
7	1	の技能	更すべき。サボット銃身の散弾銃を用いたサ	・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、銃種を問わないこととします。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
8	1	射撃 の技 能	着弾が大きくばらける散弾を使用するのは危険であることから、散弾銃の夜間発砲は「散弾」は使用できないことにし、クマ類などの追い払いのためにもちいる「ゴム弾」のみ可能とすべき。散弾銃ではゴム弾のみ使用にできるのであれば、「標的の中心から20cmの範囲」程度にすべき。	・今回の意見募集対象は、技能の要件のみとさせていただきます。 ・なお、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、使用する銃弾の種類の限定はしないこととしています。
9	1	A L ±n	ハーフライフル銃の実包はサボット弾である ため、サボット弾を追加	・夜間銃猟の安全確保において、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することを確認するに当たり、使用する銃種を問わず、基準を同一にすべきこと、また、国内においては、夜間銃猟の実施は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、銃種を問わないこととします。銃弾の種類も問いません。
10	1		5回の射撃の全てが該当するのかが不明瞭な ため、「全ての発射弾が」を追記する。	・ご意見の趣旨を踏まえ、当該部分については「五回以上の射撃において、標的の中心から二・五セン チメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。」と修文します。

11	1	射撃技能	コープやサーチライトの利用等) で行うべき であり、夜間銃猟に関する安全指導の内容と	・夜間銃猟においては、昼間と同等の安全性を確保することを条件とし、夜間銃猟作業計画において、あらかじめバックストップや着弾点の範囲、射撃場所や方向を確認し、視認性を確保すること等を基本指針で定めています。 ・視認性の確保の具体的な方法としては、照明器具やナイトスコープの使用が想定されますが、夜間銃猟は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、視認性の確保の方法の限定はしないこととしています。 ・視力等については、夜間銃猟安全管理規程において、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲従事者の心身の状況として、夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことを記載することして、都道府県への通知や夜間銃猟講習会テキスト等により周知します。 ・本要件は、夜間銃猟の安全確保においては、射手が想定した方向に確実に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが必要として、それを確認するために定めたものであり、適切と考えます。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
12	1	かまの坊		・ご指摘のとおり、射撃場における射撃の練習は安全確保において重要と考えていますが、認定を受けた後も継続して射撃練習を実施する必要があるため、認定時に確認する技能要件ではなく、安全管理規程において、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施するものとし、事業者ごとに適切な回数を定めて実施することとしています。
13	1	射撃 の技 能	射撃基準をクリアすれば誰でも夜間撃てるのではなく、「信用できる人材」のみに撃たせるのが重要。捕獲コーディネータが実施するか管理するようにすべきではないか。	・「夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること」についても基準の一つとしています。 ・鳥獣保護管理捕獲コーディネータは、「管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う」者を登録していますが、夜間銃猟を想定した登録制度ではないため、改めて、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件や夜間銃猟安全管理講習の修了等の基準を設けるものです。御意見の趣旨は、今後の施策の参考にさせていただきます。
14	2	の実	3年以内に捕獲した実績を有する理由が分からない。申請前まで継続して1年間の昼間の捕獲従事や発砲の経験などが必要なのではないか。	・ご意見の趣旨を踏まえ、十分な実績を求めることとし、該当部分を「申請前三年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。」 と修文します。
15	2		指定管理鳥獣の捕獲実績について、熊の場合 は、3年間取れなかったらどうなるのか。	・夜間銃猟の実施は指定管理鳥獣捕獲等事業に限定されており、対象鳥獣は指定管理鳥獣に限られます。現在指定しているのはニホンジカ、イノシシであり、クマ類は含まれません。
16	3	人格 識見	認定鳥獣捕獲等事業者として猟友会を母体とした団体を想定しているのであれば、要件は極めて客観的なものとすべきであり、クレペリン検査などの性格判断テスト、従事実績、無事故実績など客観的な要件を定めるべき。	・認定鳥獣捕獲等事業者制度により、安全かつ効率的な鳥獣の捕獲等を組織的に実施する事業者を確保していくことが重要と考えており、特定の団体を想定しているものではありません。 ・本要件は、具体的には、所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者であるとして、総合的に判断して推薦すべきと考えており、原案のとおりとします。 ・なお、従事実績や無事故実績については、要件2で把握することとしています。

17	3	人格 識見		・夜間銃猟をする際の安全確保において必要な技能の要件を定めるものであり、「一般向けの啓発能力」については、夜間銃猟をする際の安全確保をはかるものではないことから、原案のままとさせていただきます。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
18	3	人格	銃所持者が指名されると想定されるが、様々なケースを考えていただきたい。地形、危険性、ガンコントロール等も分からない人が夜	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとします。 ・なお、夜間銃猟については、都道府県知事が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟を実施する旨を定め、都道府県又は国の機関が夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を夜間銃猟に係る認定を受けた鳥獣捕獲等事業者に委託し、当該事業者が夜間銃猟作業計画を作成し、都道府県に確認した上で実施することとしています。
19	3	人格 識見		・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃 猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を推薦することとします。ご意見の趣旨は今後の 施策の参考にさせていただきます。
20	3	人格 識見	客観的判断が困難な要件となっているため、 「認知機能」という用語を用い、検査の受診 を前提とする精神的医学的観点からの要件の 導入が必須。	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を総合的に判断して推薦することとします。 ・「認知機能」については、別途、銃刀法に基づき銃所持をしている者については、一定の基準が設けられており、銃所持者であれば、銃所持をするために必要な「認知機能」を有すると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
21	3	人格 識見	とするのは事故のもとである。射撃競技をし	・所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、危険な状況では発射しない判断力や自制心を持つ等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を総合的に判断して推薦することとします。銃の安全な取り扱いについては、夜間銃猟安全管理講習でも徹底することとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
22	3			・今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。「夜間銃猟安全管理講習」については、本意見募集の対象外です。なお、「夜間銃猟安全管理講習」においては、習熟度の確認をすることとしています。
23		体・ その 他	めの注意点や従事者の技能が全く異なり、両 者を分離した要件設定が必要。	・ご指摘のとおり、実施方法によって、必要な安全確保のための注意点や従事者の技能は異なると考えられることから、基本指針において、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(都道府県作成)や夜間銃猟作業計画を作成するよう定めています。 ・ただし、夜間銃猟は前例がなく、今後技術開発や事例の蓄積がなされていくことから、実施方法の限定はせずに要件を定めています。

24	4	14 *		・夜間銃猟の技能要件については、夜間銃猟において安全を確保できる者であるかという観点から、射撃の技能、捕獲の実績及び人格識見によって、客観的に判断できる要件を定めることとしています。御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
25	4	体・	夜間銃猟においては、山中深く入ることは明確に規制すべき。地域や体制、実施期間などを鑑みて、個別の許可制とすべき。	・今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
26	4	全 体・ その 他		今回の意見募集対象は、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件のみとさせていただきます。 今後とも環境行政の推進に御協力お願いします。